

- 「強い経済」を実現するためには、中長期的に企業の研究開発投資の増加を促し、国際的に遜色のないイノベーション立地競争環境を確保する必要がある。
- このため、計画認定制度に基づき、AI・量子・バイオ等の我が国の戦略技術領域について、①事業者自らの研究開発を促進する「戦略技術領域型(控除率40%)」、②そのうち、特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションを促進する「大学拠点等強化類型(控除率50%)」を創設するとともに、③「戦略技術領域型」(「大学拠点等強化類型」を含む)に対する「繰越税額控除制度(3年間)」を創設する。また、研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応なども含めた見直しを行った上で、時限措置の適用期限を3年間延長する。

改正概要

①戦略技術領域に係る研究開発への重点化（令和9年度から）

- 「戦略技術領域型」の創設 (控除上限別枠10%。2.を含む)
事業者が自ら実施する戦略技術領域の研究開発に40%の控除率を措置
- (1.のうち)「大学拠点等強化類型」の創設
事業者と特に高い研究力等を持つ認定研究拠点とのオープンイノベーションに50%の控除率を措置
- 「繰越税額控除制度」の創設
予見可能性の向上や国際的な競争力確保の観点から、戦略技術領域型、大学拠点等強化類型について、3年間の繰越控除を措置

〈戦略技術領域〉：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- | | | |
|------------|--------------|---------|
| ①AI・先端ロボット | ②量子 | ③半導体・通信 |
| ④バイオ・ヘルスケア | ⑤フュージョンエネルギー | ⑥宇宙 |

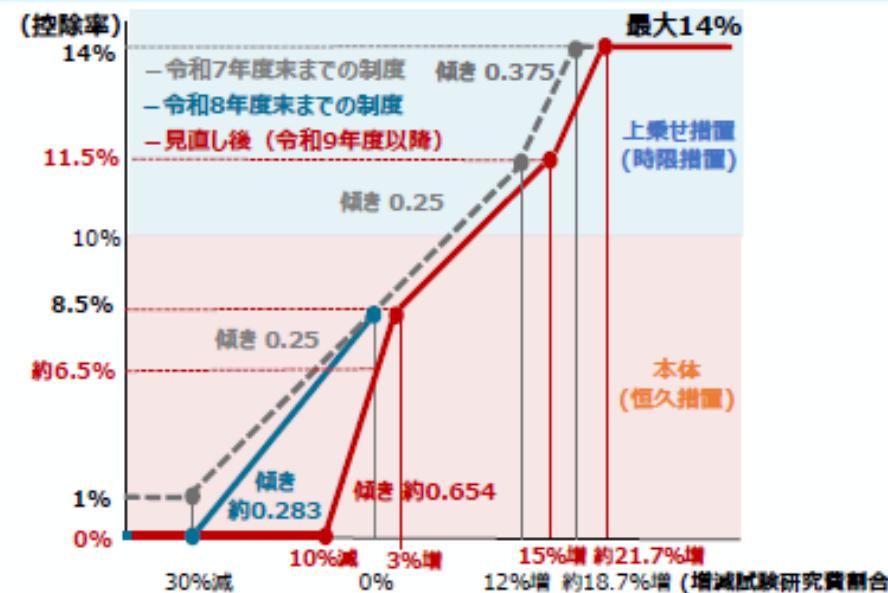
②オープンイノベーション型の見直し（令和8年度から）

〈オープンイノベーション型〉

- 経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究について、第三者による監査を不要とする合理化
- 高度研究人材の定義を拡充※、研究テーマの公募要件を緩和
※博士号取得後5年未満の者を採用後5年間を拡充

③研究開発投資をより促すため等の見直し

- 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇への対応



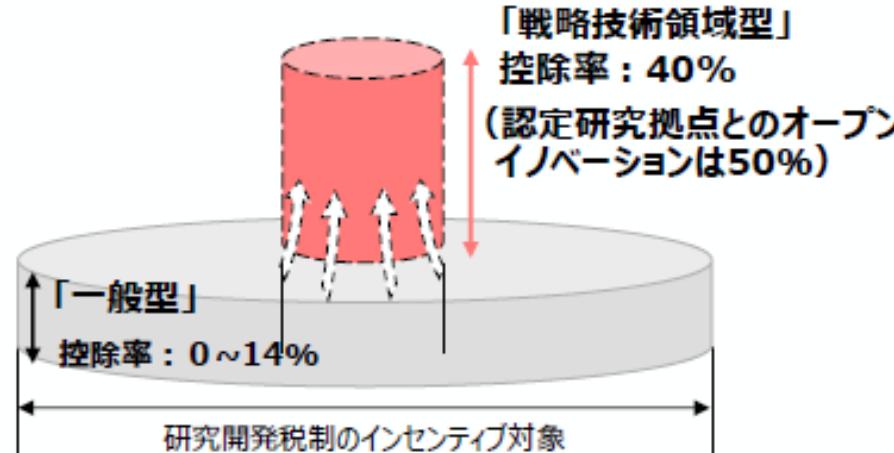
- 国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化(令和8年度から)
海外への委託研究費について、新医薬品等の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験に係るものを受け、令和8年度70%、令和9年度60%、令和10年度以降50%、と段階的に見直し

(参考) 「戦略技術領域型」 「大学拠点等強化類型」の創設

- 「強い経済」を実現する上で、戦略的に重要な技術領域の研究開発投資への重点化が必要。
- このため、戦略技術領域の研究開発に対して以下の措置を講ずる。【適用期限：令和10年度末まで※】
 - ① 事業者が、認定計画に基づき自ら実施する戦略技術領域の研究開発について、その試験研究費の40%を法人税額から控除（「戦略技術領域型」の創設）
 - ② ①のうち、事業者が、認定計画に基づき認定研究拠点と実施する共同・委託研究開発について、その試験研究費の50%を法人税額から控除（「大学拠点等強化類型」の創設）
- 「戦略技術領域型」（「大学拠点等強化類型」を含む）に対する控除上限は法人税額の10%。控除しきれない分は3年間の繰越（研究開発を増やした年に利用可）を措置。

※令和10年度末までに認定を受けた計画に対して、認定日から最大5年間適用。

戦略技術領域型のイメージ



戦略技術領域：以下の領域における特に早期の企業化が期待される技術

- ① A I ・先端ロボット
- ②量子
- ③半導体・通信
- ④バイオ・ヘルスケア
- ⑤フュージョンエネルギー
- ⑥宇宙

(参考) オープンイノベーション型の手続き合理化、高度研究人材の活用の拡充

- ・ 産学連携、博士号取得者の産業界での活躍を強力に後押し。 オープンイノベーション型について、以下を措置する。

①大学等との共同・委託研究の手続き合理化：

一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等との共同・委託研究については、第三者による監査を不要とする。

②高度研究人材の活用の拡充：

高度研究人材の定義の拡充及び研究テーマの公募要件の緩和を行う。

①大学等との共同・委託研究

- ・ 対象となる研究費の監査

	改正前	改正後(※)
大学等の手続き	大学等の確認	大学等の長(本部)の認定
税理士・会計士等の監査	要	不要

※大学本部の体制など一定の要件を満たし、経済産業大臣の指定を受けた大学等が対象



企業・大学等の手続きを合理化

②高度研究人材の活用

- ・ 高度研究人材の定義

博士号取得から5年未満
又は
上記の者を採用してから5年間(拡充)

- ・ 研究テーマの公募要件(提案者の範囲)

改正前

拡充

改正後

高度研究人材



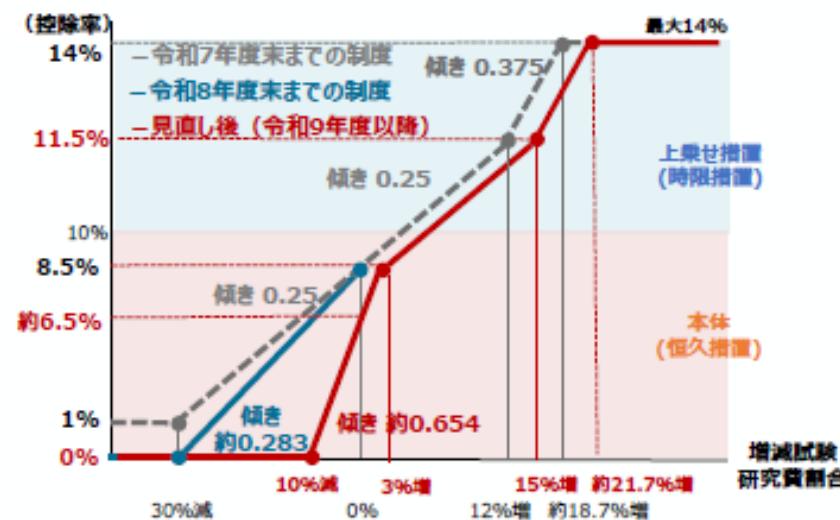
高度研究人材
を含む使用人

(参考) 研究開発投資をより促すため等の見直し（一般型、海外委託費）

- 研究開発投資をより促し、足元の物価上昇へ対応するため、控除率を見直すとともに、試験研究費の増減割合に応じて控除上限が変動する制度も同様に見直す。
- その上で、時限措置（控除率の上限引上げ、控除上限・控除率の上乗せ措置）について、適用期限を3年間延長する。
- 加えて、海外への委託研究費について、国内の研究人材や研究開発拠点の維持・強化の観点から、海外で行う治験※を除き、令和8年度から段階的に見直す。

※医薬品、医療機器又は再生医療等製品の有効性及び安全性の確認のために行う臨床試験（科学的な質及び成績の信頼性が確保されているものに限る。）

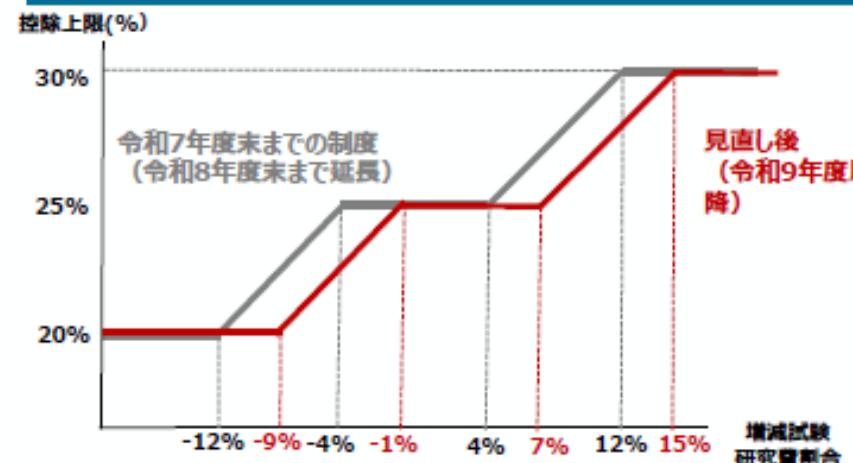
①控除率の見直し



【時限措置の延長】

- 控除率の上限について、一般型10%→14%とする特例について、適用期限を令和10年度末までの3年間延長
- 試験研究費割合10%超の場合の控除上限・控除率の上乗せ措置について、適用期限を令和10年度末までの3年間延長

②控除上限の見直し



③海外委託費の見直し

新医薬品の有効性等の確認の臨床試験の海外委託	左記以外の海外委託
100分の100	令和8年度：100分の70 令和9年度：100分の60 令和10年度：100分の50